

2023-6-20 第4回美容師の養成のあり方に関する検討会

○小野課長補佐 定刻となりましたので、ただいまより第4回「美容師の養成のあり方に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本検討会はオンライン併用ですので、一部の構成員、福下構成員と原構成員についてはオンラインでの参加となっております。

ペーパーレス化の取組として、資料は原則としてタブレットで御覧いただきたく存じますが、紙による資料も、希望等がございましたら、適宜、事務局までお申し付けください。

また、本日の会議はあらかじめ傍聴を希望された方を対象に音声の傍聴を行っておりますので、御発言の際は、お名前を名乗ってできるだけ大きな声で発言いただき、発言時はマイクを使用、発言されない際はマイクを切るよう御協力をお願いいたします。

本日の出席状況ですが、8名の委員全員に御出席いただいております。

続いて、厚生労働省の事務局を紹介させていただきます。

佐々木生活衛生・食品安全審議官です。

○佐々木審議官 佐々木です。よろしくお願いいたします。

○小野課長補佐 高宮生活衛生課長です。

○高宮課長 高宮です。よろしくお願いいたします。

○小野課長補佐 司会進行をしております、生活衛生課の課長補佐の小野でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、生活衛生・食品安全審議官の佐々木審議官から御挨拶を申し上げます。

○佐々木審議官 改めまして、生活衛生・食品安全審議官の佐々木でございます。

本日は、御多忙のところ、この会議にお集まりいただき、ありがとうございました。15か月ぶりの開催になります。また、平素より厚生労働省行政、とりわけ生活衛生行政の推進に一方ならぬお力添えをくださっておりますことに、この場を借りて厚くお礼を申し上げたいと思います。

先ほど申し上げたとおり、15か月ぶりの開催となります。昨年1月から3月までの御検討、御審議を踏まえ、令和4年度の取組を進めてまいりました。本日は第4回目の開催となり、令和5年度以降の対応について活発な御議論、御審議をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○小野課長補佐 それでは、この後の進行は宮崎座長をお願いしたいと思います。

○宮崎座長 皆様、お久しぶりです。

それでは、本日の議事に入っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本検討会は美容師の養成について議論してきましたが、昨年3月に美容師養成の改善に

関する当面の方針を了承して以来の開催になります。当面の方針に沿って美容師の養成の改善を進めていくこととしていましたが、本日は、昨年3月以降の状況を共有いたしまして、令和5年度以降の対応について議論していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

まずは、事務局から資料について説明をお願いしますでしょうか。

○高宮課長 生活衛生課長の高宮です。

私のほうから、資料1と資料2を用いまして、昨年3月の当面の方針以降の経過、それから令和5年度以降の対応の案について説明させていただきます。

まず、資料1を御用意ください。「これまでの経緯等について」ということで、上の四角です。昨年1月から本検討会において、美容師国家試験の実技試験のあり方、養成校在籍時の実習等について検討を行い、昨年3月に当面の方針が了承されました。この当面の方針に沿って、美容師養成の改善に向けて取り組むこととされているところです。

2ページ、政府のほうの規制改革実施計画が昨年6月に閣議決定されていて、そこにこの当面の方針の内容とほぼ同じ内容が盛り込まれているところです。下の表の真ん中、規制改革の内容のところ。aで、厚生労働省は、試験研修センターに対して、美容師国家試験の実技試験に「まつ毛エクステンション」を導入することに関して、実施可能かについて具体的に検討するよう要請する。また、「オールウェーブセッティング」を含む現行の実技試験課目について、今後も問うべき課目とすべきか令和5年度の早期に整理するなどが盛り込まれているところです。

3ページ、先ほどの「まつ毛エクステンション」などについての検討について、昨年5月に厚生労働省から試験研修センターに対して検討を要請する通知を发出了しました。その中で、「まつ毛エクステンション」の検討。それから、ほかの実技試験課目（ヘアカラーなど）についても検討・研究を進めることを要請したところです。これを受けて、試験センターにおいてはワーキングチームを設置されて、技術的な観点から検討を行い、今年の3月に報告書を取りまとめたというところになります。

その報告書の内容を4ページまでに抜粋・掲載しています。

5ページ、それ以外の課題について、令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」という通知を發出して、美容師養成施設に対して、美容師養成の改善について依頼したところです。例えば美容所における実務実習について、一定の条件の下で美容行為を行うことが可能であることを改めて周知を行うなどの取組を行っています。

その後ろの資料は参考資料になりますが、12ページ以降、「美容師試験制度の変遷」をまとめた資料をおつけしています。これまでも、美容師の試験については、時代に即した試験課題とするよう、見直し、改善を行ってきたところになります。

12ページ、平成7年度から平成11年度まで実施された全国统一試験の内容になります。真ん中ぐらいに、実地試験としては、第1課題がワインディング、第2課題がオリジナルセッティングという形で全国统一試験を行ってきたところです。

13ページが、平成12年度から平成22年度まで実施していた国家試験の内容になります。実技試験としては、第1課題がワインディング、ローラーカールセッティング、オールウェーブセッティングの3つの課題の中から、試験ごとに1課題を指定して行う。第2課題はカッティングという形で実技試験を行ってきました。

14ページ、平成23年度から平成30年度まで実施された国家試験です。実技試験としては、第1課題がカッティング、第2課題がワインディング又はオールウェーブセッティングで、この2つの課題の中から試験ごとに1課題を指定して実施してきております。

15ページが令和元年度から現行まで行っている国家試験になります。こちらは、実技試験は変更しておりませんで、筆記試験の課目について見直しを行ったところになります。

ですので、美容師国家試験について、随時、時代の状況に即した見直し、改善を行ってきているということになります。

続いて、資料2の用意をお願いします。当面の方針に係る令和5年度以降の対応についてになります。

最初、(1)のマル1「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入のために必要な取組の推進等になります。四角の中は、昨年3月の当面の方針の記載をそのまま書いています。

その上で、下のほう、試験研修センターにおける検討、こちらも資料1と同じ記載をしております。今年の3月に試験センターのワーキングチームが報告書を取りまとめたところですので。

その報告書の内容を1ページから4ページまで抜粋しています。

5ページまで進んでいただいて、養成施設における教育で、1つ目の○、令和4年8月に厚労省から通知を発出して、美容師養成施設に対して、必修課目の美容実習でまつ毛エクステンションを含めた基本的な知識・技術を確実に身につけさせるよう依頼したところですので。

2つ目の○、「まつ毛エクステンション」について、これまで健康被害等の相談が国民生活センター等に寄せられてきたこともあり、危害防止のための周知・指導監督などが行われてきたところですので。それも踏まえて「まつ毛エクステンション」に係る教育の充実が行われてきたところですので。

平成24年度には、教育センターの美容技術理論の教科書に「まつ毛エクステンション」が記載。

平成26年度には「まつ毛エクステンション」専用の選択課目用の教科書を作成。

平成29年度、厚生労働省の通知、教科課目の内容の基準の改正を行って、養成施設の必修課目の美容技術理論、それから美容実習に「まつ毛エクステンション」の位置付けを入れたということ。

それから、平成30年度、美容実習の教科書にも「まつ毛エクステンション」が記載され

たということです。

その下の○で、養成施設で「まつ毛エクステンション」の教育の充実が行われてきたけれども、令和3年12月の養成施設を対象に行った調査によると、厚生労働省の基準の改正から、まだ3年しかたっていないこともあり、選択課目も含めた実技課目で教えている養成施設は86.7%となっているが、そのうち必修課目の美容実習の課目として教えている養成施設は49%にとどまっているという状況です。

一番下の○で、「まつ毛エクステンション」による健康被害を含む保健所等への相談件数は減少傾向にあるけれども、依然として健康被害の相談があり、安心・安全な施術実施のために、養成施設における必修科目の美容実習で「まつ毛エクステンション」が教育されるよう取り組むことが必要である。

その上で6ページ、令和5年度以降の対応の案になります。

養成施設における「まつ毛エクステンション」の教育状況について、令和5年度から、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表することとしてはどうか。これによって、養成施設における教育を促すということです。

2つ目の○、「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入については、先ほどの試験センターの報告書で、試験室内の環境維持、試験委員の養成、実技試験の実施期間の延長、それに伴う受験料の見直し、実施時期等の課題が指摘されているところです。実技試験への導入に当たっては、全国の養成施設において生徒が当該課題を美容実習で学んでいることが前提になる。ですが、現時点では必修課目の美容実習の項目として教えているのは、養成施設の42.5%。先ほどの86%と49%の掛け算で42%にとどまっている。

このような状況において、現時点において「まつ毛エクステンション」を実技試験に導入することは困難であり、まずは、全国の養成施設で必修課目の美容実習で教育が行われるよう取り組んだ上で、全国の養成施設で学んでいる状況が確認された段階で、関係者の意見を聞いて、実技試験への導入の判断をして、具体的なプロセスについて検討することとしてはどうか。

一番下の○、ほかの実技試験課目については、令和4年5月の厚生労働省から試験センターへの要請を踏まえて、試験センターにおいて、引き続き検討・研究を進めることとしてはどうかとしています。

7ページは、今度はマル2、「オールウェーブ」を含む実技試験で問うべき課目の整理等になります。四角の中、当面の方針は、そのまま記載の抜粋をしています。

養成施設における教育、昨年8月に厚労省から通知を发出して、養成施設に対して、生徒が「オールウェーブセッティング」を学習する際、その意義や将来の活用場面なども含めて教育が行われるよう依頼したところです。

令和5年度以降の対応の案としては、「オールウェーブセッティング」は、当面の方針で確認したとおり、美容に必要な技術であり、美容師養成施設の授業の中でしっかり教えるべきものである。その上で、教育センターにおいては、今年の4月の教科書から、ウェ

ーブを基調としたヘアセッティング技術を応用して作成したヘアスタイルの写真を掲載しており、どの技術がどのように活用されているかを学習できるようにしています。養成施設における「オールウェーブセッティング」の教育状況について、厚労省において調査を行い、公表することとしてはどうか。これが1つ目になります。

8ページ、9ページは、昨年までの検討会にお示ししている調査の結果を掲載しています。

まず、8ページが美容師を対象にした調査になります。

働いている店舗で提供している技術を聞いたところ、「カット」「パーマメントウェーブ」「ヘアセッティング」が7割から6割を超えている。

その次が「カット」について質問したところ、美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当というのが8割を超えている。

「ワインディング」についても、同様に8割を超えて回答されています。

他方、「オールウェーブセッティング」「ピンカール」については、美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当というのが26%で、国家試験として問う必要は低いと思うというのが5割。「フィンガーウェーブ」については、国家試験として問うのが適当というのが15%で、問う必要は低いと思うというのが6割を超えた回答になっています。

9ページが、今度は養成施設を対象にした調査になります。

「カット」について、美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術という回答が87%。

「ワインディング」も同様、87%。

「ピンカール」については、美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術という回答が5割。現在の美容ニーズとは必ずしも一致していないという回答が4割。

「フィンガーウェーブ」については、基礎的素養・技術というのが4割弱で、現在の美容ニーズとは必ずしも一致していないというのが5割を超えた回答になっています。

その上で、10ページ、「オールウェーブセッティング」を含む現行の実技試験課目については、第1課題が「カッティング」、第2課題が「ワインディング」又は「オールウェーブセッティング」を試験回ごとに決定することとなっています。実技試験課題は、以下の基本的事項に沿うのが重要。この基本的事項については、今回の試験センターの報告書にも記載されていますが、これまで実技試験課題の見直しを検討する際に、これに沿って検討することとされてきたものになります。

1つ目には、美容師の基礎的技術を検証するのに必要な技法が試験内容に含まれる。養成課程で教育を受ける基礎的技術を基本とする。それから、美容業界の動向、社会的ニーズにも応えられる技術。あと、受験者への負担が過度にならない。審査基準が明確、試験委員が一律（一定）の基準で審査できて、恣意的（主観的）な評価が入りにくいという基本的事項の下で検討してきたところです。

上記の今回の調査結果においても、多くの美容師が「カット」「パーマメントウェーブ

ング」「ヘアセッティング」を提供しており、現在の実技試験課題、「カット」と「ワインディング」と「セッティング」について試験を行うということについては、基本的にこれに沿っているものと考えられる。

2つ目の○です。他方で、現行の実技試験課題である「オールウェーブセッティング」は、当面の方針にも書いてあるとおり、美容に必要な基礎的技術の集約であり、美容師養成施設の授業の中で確実に身につけさせるべきものであるけれども、実技試験課題としては、上記の先ほどの美容師、それから、養成施設の調査結果も踏まえて、様々なヘアセッティング技術に広く対応していくことが必要ではないか。厚生労働省としては、これまでも実技試験課題について、数年ごとに時代・状況に即したものに見直してきた中で、「オールウェーブセッティング」について、近年の多様化するニーズにも応えられる様々なヘアセッティング技術に対応できるように、「オールウェーブセッティング」の要素も含めて、より幅広く美容師としての基礎的技術を検証することができる試験とする必要があると考えるが、どうか。

見直す場合の考え方を下に記載しています。

実技試験課題としては、第1課題はカッティング、第2課題はワインディング又は上記の基本的事項も踏まえて「オールウェーブセッティング」の内容を見直した課題を試験回ごとに決定するものとする。

新たな課題（現行の「オールウェーブセッティング」の内容を見直した課題）の名称は、課題の内容にふさわしいものとする。

実技試験課題である「オールウェーブセッティング」の内容を見直すに当たり、具体的な課題の内容は、美容業界の動向・社会的ニーズ、養成課程の教育内容などを踏まえて、美容師としての基礎的技術を検証するために必要な技法を組み合わせたものとする。

この見直しについて、試験センターにおいて、基本的事項を踏まえて、具体的なヘアスタイル、技術の条件などを検討するよう、厚生労働省から試験センターに要請する。その際、併せて「オールウェーブセッティング」の内容の見直しに当たって、必要な試験委員の追加を要請するとしています。

11ページから、それ以外の項目になります。

(2)が養成段階の知識技能の取得の推進。

マル1が美容実習全体で、まず、養成施設における教育として、昨年8月に厚労省から通知を発出。養成施設に対して、美容実習について、各項目の内容を網羅的に教育、就職先のニーズも踏まえた内容となるよう依頼した。

令和5年度以降の対応の案としては、養成施設における必修課目の教育状況について厚労省で調査を行い、公表することとしてはどうか。

マル2、美容所における実務実習について。これも養成施設における教育としては、昨年8月に厚労省から通知を発出。養成施設に対して、一定条件の下で美容行為を行うことが可能であることを改めて周知したところです。

12ページ、令和5年度以降の対応の案としては、1つ目の○、養成施設の美容所における実務実習の実施状況について、こちらも厚労省において調査を行い、公表することとしてはどうか。

2つ目の○で、令和5年度に、厚労省において、実務実習について好事例などの調査をして周知することにはどうか。

最後、13ページが（3）養成段階から就業後の人材育成の連携・接続になります。

令和5年度以降の対応の案として、令和5年度に厚労省において好事例を調査して周知することとしてはどうか。

最後の○が、美容所における人材育成（社会保険の加入、労働基準の遵守を含む。）、これらの重要性について、厚労省において通知を発出することとしてはどうかという提案になっております。

私からの資料の説明、以上になります。

○宮崎座長 ありがとうございます。

それでは、御意見や御質問等、お願いしたいと思います。なお、先ほど御説明あったとおり、傍聴されている方もいらっしゃるということですので、発言時には挙手の上、私が指名してから氏名を名乗って発言いただくようお願いいたします。

それでは、どなたからでも、どの項目でも構いませんので、御意見、御質問等、お願いいたします。どなたか口火を切っていただけると。

谷本構成員、お願いいたします。

○谷本構成員 教育センターの谷本です。

まつ毛エクステンションについてのことですが、これは厚労省からもさんざん言われておりますが、まず、全養成施設が必修課目として取り扱っている、実施しているということが最低条件になりますので、せっかく業務独占ということで美容界にまつ毛エクステンションを取り入れてもらえたことですので、時あるごとに、教育センターというのは全国11地区に分けて地区協議会というのがあるのですけれども、その協議会総会等で、今年は全地区の養成施設に対して必修課目でちゃんと扱っていくようにしなさいと指導してきましたが、厚労省のほうからも都道府県に調査をきちんとしていただいて指導されると、お互いの相乗効果で100%になるというのを求めていますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

教育センターとしても一生懸命、これからも引き続いて言っていくつもりですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○宮崎座長 ありがとうございます。

関連してでも、また新しい点でも結構ですが、厚労省のほうから、今の点ではいかがでしょうか。

○高宮課長 今、谷本構成員から御指摘ございましたが、厚労省としても、養成施設におけるまつ毛エクステンションの教育状況の調査を行うことによって、養成施設において必

修課目の美容実習でまつ毛エクステンションを教育されるように促していく働きかけをや  
っていきたいと考えています。

○谷本構成員 よろしくお願ひします。

○宮崎座長 ありがとうございます。

では、遠藤構成員、お願ひいたします。

○遠藤構成員 まつ毛エクステンションの話になっておりますので、私どものほうから1  
つコメントをさせていただきます。

既に課長から御報告をいただきましたように、宿題にありました、このまつ毛エクステ  
ンションの実施に当たって、いろいろな条件の整理というものを、ワーキングチームを設  
けまして、今日、委員でいらっしゃる福下構成員にも入っていただきまして、医学的な面  
も含めまして、試験する場合にはどういう課題があるだろうかということ整理させてい  
ただきました。その結果がお手元の資料1にも2にも出ております報告書の抜粋というと  
ころで挙げております。

試験の内容と実技に導入する場合の検討事項、具体的には幾つか出てまいりました。試  
験室の環境条件とか試験委員の養成、さらには試験の実施時間の延長、あるいは場合によ  
っては受験料の見直しもさせていただかなくてははいけない。多々出てまいりました。いず  
れにしても、実施時期であります、これは基本的には全施設で全ての学生さんがまつ毛  
エクステンションの実技を習った。それを前提として、この検討会に挙げた内容について、  
さらに具体的に検討を進めていきたいと思っております。ただ、ここにも記載してありま  
すように、数年はかかると御理解いただければ幸いです。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

では、岩田構成員、お願ひいたします。

○岩田構成員 JABSの岩田です。

今回、まつ毛エクステンションに関しては、教育センター、試験センターの御協力の下、  
いろいろ検討していただいて、まず必修ということで、事故とか、いろいろな部分をクリ  
アするために、そこの位置に置いてきたということに関しては、我々としても非常にあり  
がたく、ありがとうございました。

オールウェーブセッティングに関しても、まずは検討していくということの報告をいた  
だきましたので、厚労省の方を含めて、よい形で、この日本美容業界が世界に自信を持っ  
ていけるような環境づくりを我々も頑張っていきますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

では、吉井構成員、よろしくお願ひします。

○吉井構成員 美容連合会の吉井と申します。よろしくお願ひします。



先ほど厚労省のほうから、オールウェーブ、まつエクについての説明がございました。それぞれの委員からも発言がありましたとおり、非常に前向きに取り組んでいただいて、ありがとうございます。特にまつエクに関しては、どうしても新しい試験課題ということで、導入に当たっては非常に慎重にやっていただきたいということが1つ。

それから、もう一つ、学校のほうについては、全国津々浦々の養成施設が全てまつエクの授業を行っているということを前提として、国家試験を考えていただきたい。このように考えています。

それから、オールウェーブについては、先ほどから出ていますけれども、その時代のニーズに合ったヘアスタイル。また、ヘアスタイル自体がその時代に応じて変わってまいります。そういった中においても、オールウェーブのテクニックというのにも必要になっているということもありますし、基本的には頭をつくっていく中で、髪が伸びたから切るという生理的ニーズとファッションニーズの両方をお客さんは求められているわけですから、そういう意味では、ファッションニーズのほうについても考えていただければ、オールウェーブというものもこれからの時代にも合っていくのではないかと考えていますので、よろしくをお願いします。

○宮崎座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょう。

福下構成員、お願いいたします。

○福下構成員 福下です。

試験センターでのワーキングチームにおいて、私たち、非常に慎重に、この試験をいかに公平・公正にするかということを検討してまいりました。しかしながら、今、養成校でまつ毛エクステをやっているところが半数ぐらいと私、聞き取ったのです。そうしますと、せっかくより安全なまつ毛エクステを試験に取り入れて、広く公共に提供していくことになる道のりを感じるころです。養成校でまつ毛エクステをカリキュラムに入れることができないというか、しにくい理由というものがどこにあるのか、それをまずお示しいただければ、養成校側も対応をお示しいただければありがたいなと思って、ちょっと質問させていただきますが、その辺りはいかがでしょうか。

○宮崎座長 ありがとうございます。

もしよければ、原先生、養成校側としてはどうでしょうか。

○原構成員 既にやっているところはやっていますね。やっていないところの理由がちょっと分からないのですけれども、教育センターも全国の養成校で必修科目で教育するというので、やっていますね。そうしたらできてくるのではないのでしょうか。

ただ、私の個人的なことを言いますと、その時代、時代のはやりすたりに試験が左右されるのはおかしいのではないかというのが1つと。それと、オールウェーブについても御理解いただいてすごくうれしく思っていますし、まつ毛エクステンションも同じような考えであります。だから、うちは必修科目にしておりますので、他の養成校のことはちょっ

と分かりません。

○宮崎座長 ありがとうございます。

谷本構成員、お願いいたします。

○谷本構成員 必修課目として学校で取り組んでいるところが40何%なのであって、選択課目で取り組んでいるのを加えると80何%、いっているのですよ。ただし、それは必修課目にしなさいという、その辺がしっかり養成施設として理解できていなくてやっていたのが今までだったと理解しています。だから、40何%しかしていないというのを全ての養成施設で行わさせるというのとは、ちょっと違うと思っています。実際、選択課目として取り組んでいる学校もあるわけだから、それを必修科目でと言うてきていますから、多分、それは即、必修課目になると思います。

ただ、残っている10何%のところに関しては、ちょっと時間がかかるかもしれませんので、先ほどもお願いしたように、厚労省から、都道府県から、ちゃんとこういう調査が入るんだから。調査を行った上で必修科目で行っていない公表しますよと指導していただければ、速度は速くなると思います。言ってきているのは、国家試験にするために必修課目と言うってるんじゃないんです。必修課目となっていることを守りなさいと。国家試験の課題になるかどうかは分かりません。ただ、その結果は将来の国家試験の課題に繋がっていく場合もあると思うんです。だから、守らなければならないことはちゃんと守ってくださいと言って、この11地区を回ってきたのが事実です。そういうことです。

○宮崎座長 ありがとうございます。

すみません、私が発言してよろしいでしょうか。今、大学に勤めているのですけれども、今、大学は文科省のほうから、AIとか、そういうものを大学に必修でデジタルサイエンスを入れろと言われて、それは分かるのですけれども、教員を雇おうと思うと、みんな今の自分のITの仕事から離れられなくて、教師としてなかなか来てくれないというところもあるのですけれども、このまつ毛エクステについて教えるということに興味を持っていただけるという人は、学校の数と同等ぐらい足りているのでしょうか。すみません、ざっくばらんところで申し訳ないのですけれどもね。

○谷本構成員 きっちりした数字は分かりませんが、少なくとも教育センターでまつエクの研修をやっているのですけれども、それは学校数以上の何倍も受講している方はたくさんおられます。ただ、それが学校をやめてしまっているかどうかは、知りません。少なくともうちの学校は、そのままおります。3人か4人、受けていますけれども、そのままおりますので、それは大丈夫だと思うのですけれどもね。

○宮崎座長 ありがとうございます。

ほかに何か、関連してでも結構ですし、また別の視点からの感想でもいいですが。

福下構成員、よろしくお願いいたします。

○福下構成員 先ほどの質問にお答えいただきまして、ありがとうございます。

美容師という資格が国家資格になっているわけなので、美容師の方々が時代に即応した

美容に関わる基礎知識というものは学んでいただきたいと思っています。それは、1人の消費者の立場でもそう思います。

それであるならば、時代に即したまつ毛エクステンションというのは、これから女性の社会進出においても需要は伸びていくと思いますので、国家試験に取り入れるという1つの方向性が出たところで、各養成校でもそれを美容師の教養としてといたしますか、基本的な知識として、ぜひこれを積極的に取り組んでいただきたい。それが1つの美容師の矜持でもあるという見方でしていただくことがよろしいかと思えます。

まつ毛エクステンションに私も関わってきて、もう10年以上たちますけれども、いまだにまつ毛エクステンションによる被害情報というものは出てきておりますので、ぜひそのようなことで、養成校でのきちんとした教育をもっと積極的に前向きに考えていただきたいと思っております。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

津田構成員、いかがでしょうか。

○津田構成員 中小企業診断士の津田です。

ちょっと先の話になりますが、私は美容業の、特にすごく小さなサロンさんの現場も見ている中で思うところがあります。業界として、例えば試験制度もそうですし、それから教育制度もそうですけれども、変化していく中で、既に店舗があって集客して経営しているサロンさんの中では、なかなか新しい人を採用しない。要は、人材が流動的ではないサロンさんが地方には結構あります。そういったところが、例えば教育制度が変わりますとか、試験制度が変わりますという情報をあまりキャッチアップできないような状況もあるなと思っています。

これは、もちろん美容師資格に限らずですが、そういった現場と養成施設とで、それから法律的なところの情報の格差みたいなところが出ないような取組というのも、また同時並行でしていけたらいいと思っております。

以上でございます。

○宮崎座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

遠藤構成員、お願いします。

○遠藤構成員 試験研修センターの遠藤です。

オールウェーブセッティングの件ですが、こちらは実技試験については、先ほど高宮課長から御説明いただきましたように、筆記試験、実技試験、いずれも何年かごとにきちんを見直しをして、その時代、その時代、先ほど来議論が出ております時代のニーズに合った形に、少しずつではありますが、変えてきたつもりであります。今回のオールウェーブセッティングですが、この検討会で1回から3回まで、オールウェーブセッティングというのは基本的な技術であるということで、そこは皆さん方が同意していただいたと理解し

ています。

ただ、先ほど、これも課長から御説明いただいた、今回の検討会で実施した調査結果を見ると、現場のニーズというのも分かってきた次第で、オールウェーブセッティングを基本としつつも、時代のニーズに合った形で新しいものを取り入れていく必要があると考えております。

ただ、先ほど津田構成員もおっしゃったように、美容師さんにしても、田舎と都会では求められる技術というのがかなり違うようなのです。そうすると、美容師さんの卵が国家試験を受けて卒業された後、どこに就職するかによっても変わってくるのですが、どうしてもその基本的なところを私どもとしては試験で押さえたいと思っておりますので、その辺の地方と都会のニーズというものも考えながら、慎重に検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

地域の差ということで、吉井構成員から何かありますか。すみません。

○吉井構成員 美容連合会の吉井と申します。

美容技術の地域差があるのではないかということについてですけれども、顧客ニーズの地域差があります。また、年齢差、それから職業の違い。専業主婦であるか、それとも働いていらっしゃるかということで、幾つかの要素によって違ってくるんだろうと思っております。顧客のニーズに対応して美容師が得意とする技術を出していく。国家試験においても同じだろうと思えます。今までの試験内容を、少しずつではあるけれども、変えてきた。同じように、総合的にニーズの中で変えていただくということを再度御検討いただいて取り組んでいただければいいのではないかと考えています。

○宮崎座長 ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。実習系のところとか、実際に美容所で活動できるというのは、もうそのとおりでよいということで、そのままでよいということでよろしいでしょうか。

ほかに、ぜひ今日場で言っておきたいことがありましたら。

○谷本構成員 何の件で言っておきたいことですか。

○宮崎座長 今回の論点で、まだ言及されていないところ、最後のほうで。はい。

○谷本構成員 教育センターの谷本ですけれども、先ほど吉井理事長がおっしゃっていたように地域差があるのですね。だから、都会のど真ん中でやっておられるサロンの皆さんが、こんなのは必要ない言っても、田舎と言うと怒られるかしらんけど、郡部のほうではずっとそれをやっておられるところがあるということ。だから、一方的な、うちら、そんなのはやっていないという話が全てみたいなことをしていくと、養成施設はどうしたら良いか分からんようになってくるんですよ。全国に、私どもで言うと約270校あるわけですが、都会の話ばかり聞いていても、郡部のほうが多いわけですから、その人たちの

意見も聞きながら。それが1点。

先ほども言いましたけれども、まつエクを国家試験導入のために必修課目として行えとは決して言うてきていません。しつこいけれども、決められていることやから、きちんとやりなさいと。それを言っています。そういう提案があつて、国家試験に導入されるからといって、みんな必修課目にしなさいと言ってやってきたんではありません。「教科課程の基準」にきちんと基づいた各養成施設の取り組みがその結果として国家試験導入に繋がっていくものと考えています。これだけは誤解のないようにしておいていただきたいということです。すみません。

○宮崎座長 ありがとうございます。

それでは、よろしいですか。福下先生、原先生もよろしいですか。はい。

○原構成員 まつエクは若い人でないと、目が見えなくて老眼になっていきますとできませんので、若い人に研修していただきたいが、なかなか行ってくれないということもあります。ニーズは高いけれども、育っていないのだろうと私は思うのです。必修課目になっているので、必ずその学校では指導しなければいけない。だから、ちゃんとできてくるのではないかと思います。

○宮崎座長 そうですね。教育課程のほうには入っていますので。

○原構成員 だから、ちゃんとやるように一生懸命頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

○宮崎座長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。多くの意見、質問いただき、ありがとうございました。

その他の発言、なさそうであれば、本日の議論を終了したいと思います。

事務局におかれましては、本日の議論を踏まえて、次回の検討会の準備をお願いいたします。

事務局から連絡があれば、よろしくお願いいたします。

○小野課長補佐 本日も活発な御議論ありがとうございます。

本日の議事録は、原稿ができ次第、各構成員に確認いただいた上で、厚生労働省ホームページで公表したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次回の開催日程は、追って御連絡申し上げます。

以上をもちまして、第4回「美容師養成のあり方に関する検討会」を終了いたします。ありがとうございました。